

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

富山市の「洪水ハザードマップ」(令和2年6月に更新：L1)によると、想定し得る最大規模の降雨により、一級河川常願寺川および神通川に挟まれた平野部の広い範囲で、浸水深0.5m以上の浸水の発生が想定される。

特に、宿泊、飲食、サービス業が多く立地する交通結節点である富山駅周辺の大半は、浸水深0.5m～3.0mの浸水が予想される区域が含まれる。当該エリアは家屋倒壊等氾濫想定区域にも指定されており、発災時には経済活動・都市機能の停止、交通・物流の断絶、そして市民生活の混乱など大きな影響が懸念される。

(土砂災害：ハザードマップ)

富山市の「土砂災害ハザードマップ」によると、神通川左岸の長岡・桜谷、五福の一部は丘陵地であるため、がけ崩れ等土砂災害が生じるおそれのある区域が複数存在する。また、五福では土砂災害が生じる恐れのある区域に近接して富山大学等の教育施設が複数立地し、その周辺にはそれらに関連した不動産賃貸業、教育・学習支援業が多く点在するため、学生や近隣住民の日常生活に大きな影響を与えることが想定される。更に、富山県西部や関西方面への交通(道路・鉄道など)に支障をきたすことは必至であり、人流・物流面の停滞などが大きく懸念される。

(地震 J SHIS)

地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図によると、富山商工会議所(以下「当所」という。)が位置する地点は震度6弱以上の地震が今後30年間で3～6%の確率で発生すると示されている。また、富山市の津波ハザードマップによると、地震による津波の浸水想定が当所管轄エリアの沿岸部には3.0m以上のエリアも見受けられる。

地震や津波は、地域を問わず建物の倒壊、インフラ機能の停止、交通・物流の遮断を引き起こし、地域の経済活動や市民生活に甚大かつ長期的な影響を及ぼし、人命を直接的に脅かすものであり、当所管内全域において対策が必要となる。

なお、富山市で震度5強を記録した「令和6年能登半島地震」では、道路や地盤のひび割れ、隆起が410箇所以上で確認されたほか、富山市北部の運河沿いの埋立地(東蓮町など)や常願寺川の扇状地となる東部地区(新庄町など)では、液状化による宅地沈下、電柱の傾き、道路の隆起等が多数発生するなど、液状化現象に伴う地盤被害が産業・生活基盤に大きな影響を与えた。

(その他特に想定されるリスク)

富山市の平野部は、これまでも降雨量の急激な増加等に伴う河川の氾濫による水害や内水氾濫による浸水被害に見舞われている。特に、令和4年8月に発生した豪雨では床上浸水25件、床下浸水144件、令和5年7月の豪雨災害でも床上浸水18件、床下浸水402件と、富山市においても

商業施設や家屋において被害が発生し、事業所、店舗等の営業停止、幹線道路の通行規制、生活インフラへの影響等から来街者が減少するなど、経済活動や市民生活が停滞することとなった。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザは約10～40年の周期で出現し、世界的な大きな流行（パンデミック）を繰り返している。特に、新型コロナウイルス感染症のような社会全体において十分な集団免疫が確立（形成）されていない状況では、全国的かつ急速な蔓延により、富山市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

また、セキュリティ及びサイバー攻撃の脅威に関しては、近年、ランサムウェアに代表される企業攻撃型のマルウェアなどの被害が全国で多発し、富山市内においても情報漏洩や企業活動の制限などの被害が懸念されることから、情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が必要である。

## (2) 商工業者の状況（出典：令和3年経済センサス活動調査）

商工業者数	小規模事業者数
19,456社（者）	16,960社（者）

### 【内訳】

業種		事業所数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	1,322	市内に広く分散している
	卸売業、小売業	4,884	堀川、総曲輪、光陽、広田が多い
	建設業	2,079	市内に広く分散している
	不動産業、物品賃貸業	1,142	〃
	宿泊業、飲食・サービス業	2,016	総曲輪、八人町、芝園に多い
	生活関連サービス業・娯楽業	1,656	市内に広く分散している
	その他業種（医療、学術、教育等）	6,357	〃
合計		19,456	

## (3) これまでの取組状況

### 1) 富山市の取組

- ①富山市危機管理基本指針の策定
- ②富山市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ③被災者用支援物資及び衛生用品等の備蓄
- ④富山市業務継続計画の策定
- ⑤富山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ⑥「富山市防災の手引き」の市内全戸への配布

### 2) 当所の取組

- ①事業者BCPに関する国などの施策の周知

窓口や巡回相談をはじめ、当所会報誌「商工とやま」やホームページ、SNSでの制度概要の紹介、チラシ封入などによる施策のPRを実施。

②事業者BCP（事業継続計画）策定セミナーなどの開催

事業者BCPを理解するためのセミナーなどを、損害保険会社や関係機関と連携して開催し、当計画の策定支援に取り組もうとする事業所の発掘を推進。

③事業所向け「富山県小規模事業者事業継続力強化補助金」の活用

自然災害の発生に備えて事前対策に取り組む小規模事業者に対し、「事業継続力強化計画」の作成や必要となる経費を支援する補助金を活用し、計画作成の支援を実施。

④損害保険会社と連携した損害保険への加入促進

東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱などと連携し、事業経営上のリスク補償保険「ビジネス総合保険制度（賠償責任や事業休業の補償、水災、雪災などの災害による休業損失の補償）」「業務災害補償プラン」などへの加入を促進し、会員企業のリスク対応支援に取り組む。

⑤防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食など）を備蓄

当所内に防災備品を備蓄している。備蓄品は防災用具（ヘルメット、懐中電灯等）、非常食（災害備蓄用パン、飲料水等）のほかに、救急用具（救急箱、担架など）などを備蓄。

⑥富山市が実施する防災訓練への協力

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況（5年間）

- ①市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る支援（17件）
- ②事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る支援（1件）
- ③事業継続力強化に関するセミナー（3回）
- ④東京海上日動火災保険㈱などの損害保険会社と連携した損害保険への加入促進（3件）
- ⑤当所防災訓練の実施（5回）

## II. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ①管内の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて、当所と当市関係部署と十分な連携が出来なかった。
- ③事業継続力強化支援を推進するにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCPの策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しているほか、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

## 【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業所一覧や事業者 BCP セミナーの参加者や当所会員へのアンケート等で把握する。
- ②当所と富山市関係部署との連絡を密にし、本計画における災害リスクや支援の方法や方針などの情報を共有し、適切なタイミングで見直しを行う。
- ③保険・共済、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、各保険会社、中小基盤整備機構などの関係支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当所職員向けの研修や勉強会等を開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## Ⅲ. 目 標

- ①地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知
- ②市内の主要産業である製造業が多く集積する新庄地区、地域経済圏の中心となる中心商店街のある地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、富山市内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。
- ③支援においては、事業者向け BCP の策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進。

具体的には、以下の目標を設定、取り組んでいくこととする。

- ①事業者 BCP の策定・見直しを支援。
- ②損害保険加入の取組を推進。
- ③上記目標達成のため、年 1 回セミナー、説明会を開催。
- ④当所管内の小規模事業者に対して啓発セミナーの開催や情報発信を継続的に実施することで、自然災害や感染症等のリスクについて認識してもらい、事前対策の必要性を周知。  
また、当所経営指導員自らが災害等に関する知識の向上および意識高揚を図ることで、管内の小規模事業者への支援力の向上を目指す。  
なお、支援においては、ものづくり県の富山県として「事業継続力強化計画」の作成の推進を契機として事業者 BCP の策定に繋げ認定件数の増加に繋げたい。

<成果目標>

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			事業継続力強化計画	事業所 BCP
19,456 件	16,960 件	令和 8 年度	5 件	1 件
		令和 9 年度	8 件	2 件
		令和 10 年度	11 件	3 件
		令和 11 年度	14 件	4 件
		令和 12 年度	17 件	5 件

※その他（上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する）

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

#### 1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

①経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況の把握に努める。

#### 2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

①窓口・巡回などの相談時に「富山市ハザードマップ」などを利用しながら、事業所立場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等、行政の支援策の活用方法等）について説明する。また、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についても周知を行う。

②当所会報やホームページ、メールマガジン、SNS 等で国の施策の紹介をはじめ、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP 等に取り組む小規模事業者の紹介等に取り組む。

③経済産業省 HP に掲載されている「リスクファイナンス判断シート」などを活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りなどについても注意喚起する。

[https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk\\_finance\\_sheet.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html)

④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### 3) フォローアップ

①事業者 BCP 等作成後 10 年経過した事業所に対して、巡回や経営相談時などに同計画の見直しなどを促すとともに、計画期間終了後の計画の再策定・再申請への支援に取り組む。

②当所および富山市（担当部署）の間で、状況確認や改善点などについて必要に応じて協議を実施する。

#### 4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

①小規模事業者をはじめ、当所の各部会や青年部・女性会等に対して、事業継続の取組に関する専門家を招き、普及啓発セミナーの開催や行政の施策、損害保険の紹介等による事業者の防災・減災意識の向上を図る。

②新型コロナウイルス感染症は、常に発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し冷静に対応することを周知する。また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を検討する。

③事業者に対してマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ICTやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等をPRする。

#### 5) 関係団体等との連携

①全国商工会議所「ビジネス総合保険制度」などの取扱い保険会社である東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱に専門家等の派遣を依頼し、会員事業者を中心に普及啓発セミナー等を開催するとともに、事業者BCPの策定に取り組むメリットや災害対応策、リスクへの備えなどに関する損害保険の紹介等を実施する。

②当所の小規模企業振興委員など関係機関（各種事業組合等）と連携し、普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼するほか、共催によるセミナー等を実施する。

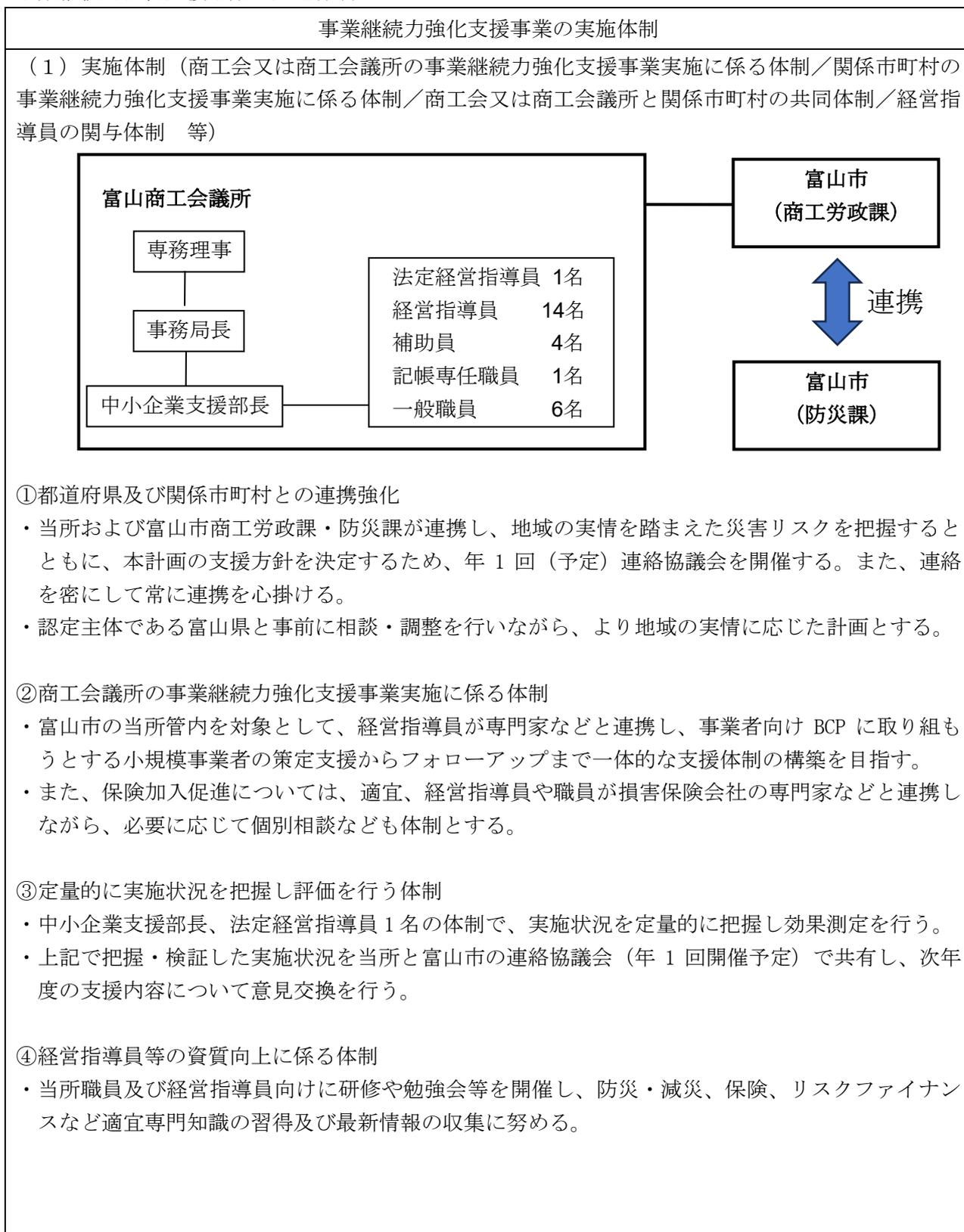
③感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 杉坂康弘 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言

年1回程度、事業継続力強化計画及びBCP関連セミナーを開催し、小規模事業者へ向けて、以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

富山商工会議所／中小企業支援部

〒930-0083 富山県富山市総曲輪2-1-3

TEL:076-423-1171 (直) / Fax:076-423-1174 E-mail:infotym@ccis-toyama.or.jp

②関係市町村

富山市商工労働部商工労政課

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

TEL:076-443-2070 (直) / Fax:076-443-2183 E-mail:syokorosei@city.toyama.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

〒930-8501 富山市新総曲輪4-7

TEL:076-444-4402(直) / Fax:076-444-3251 E-mail:achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
富山県補助金、各種事業収入、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等